

# 令和8年度のと里山空港の脱炭素化に向けた基本設計業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本業務は、現在、「のと里山空港脱炭素化推進計画」（以下「脱炭素化推進計画」という。）における、のと里山空港の2050年カーボンニュートラル化を実現するため、太陽光発電設備の最適な導入規模や具体的な設置方法、積雪地としての導入手法等についての基本設計業務を委託するものである。

事業を円滑かつ効率的に実施するために、業務を委託することとし、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、提案者の実施能力、提案内容を総合的に評価するプロポーザル方式によって業務委託候補者を選定する。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度のと里山空港の脱炭素化に向けた基本設計業務委託

### (2) 委託内容

別紙 仕様書（案）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

### (4) 委託上限額

33,924,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※この額はプロポーザル実施にあたり、応募者に提示する事業費の上限額であり、予定価格についてはプロポーザルによる業者選定及び仕様書等の協議後、改めて設定する。

## 3 スケジュール

| 項目             | 日程                    |
|----------------|-----------------------|
| 実施要領等の公表（公募開始） | 令和8年6月19日（金）          |
| 質問書及び参加申込書提出期限 | 令和8年7月7日（火）           |
| 企画提案書提出期限      | 令和8年7月13日（月）          |
| 審査会（書面審査）      | 令和8年7月15日（水）～7月29日（水） |
| 受託者決定・契約締結     | 令和8年7月30日（木）以降速やかに    |

#### 4 担当部局

石川県生活環境部 カーボンニュートラル推進課 脱炭素地域づくりグループ

(担当：杉本、森下)

住 所：920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

T E L：(076) 225-1529

F A X：(076) 225-1479

E-mail：cni@pref.ishikawa.lg.jp

#### 5 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 法人格を有する者であること。
- (3) 石川県から競争入札の指名停止または見積り合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア. 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 国税及び県税の滞納がないこと。
- (7) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (8) 仕様書（案）に示す業務を履行する能力を有すること。
- (9) 共同事業体で応募する場合には代表する法人を定めること。
- (10) 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- (11) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。

## 6 受託者の選定・契約方法

### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。応募書類による審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

### (2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、石川県財務規則第130条第2項第3号の規定により単独見積とする。

### (3) 契約にあたっての留意事項

石川県と受託者との委託契約については、事前に仕様書で双方の意思確認を行う。

## 7 提出書類及び提出方法等

### (1) 提出書類リスト

公募型プロポーザル方式に参加する者は、次の書類を提出してください。

| 様式   | 書類名       | 部数       | 提出期限        |
|------|-----------|----------|-------------|
| 様式1  | 参加申込書兼誓約書 | 1部 (PDF) | 7月7日(火)17時  |
| 様式2  | 質問書       |          |             |
| 様式3  | 会社概要      |          |             |
| 様式4  | 役員等名簿     |          |             |
| 任意様式 | 登記事項証明書   |          |             |
|      | 納税証明書     |          |             |
|      | 財務諸表      |          |             |
| 任意様式 | 企画提案書     | 1部 (PDF) | 7月13日(月)17時 |
|      | 見積書       |          |             |

※指定様式があるものは、石川県ホームページより入手してください。

### ア 受付時間

平日 9:00～17:00

イ 提出先

「4 担当部局」記載のアドレスに提出すること。

ファイル形式はPDFとし、1通のメールのサイズは10MB未満とすること。

なお、送信後必ず電話で着信確認を行うこと。

(2) 参加申込書兼誓約書

参加希望者は、参加申込書兼誓約書(様式1)及び添付書類を電子メールで提出すること。提出内容の確認が出来次第、企画提案の参考となる令和7年度の調査事業報告書内容(抜粋)資料を石川県よりメールで送付する。

※参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(任意様式)を提出すること。

添付書類(全てPDFで提出)

- ① 会社概要(様式3)
- ② 役員等名簿(様式4)
- ③ 登記事項証明書  
(履歴事項全部証明書)(提出日の3か月前以内に発行されたもの、写し)
- ④ 直近の国税及び県税の納税証明書  
(未納税額がないことを証明するもの、写し可)
- ⑤ 財務諸表(直前決算の貸借対照表、損益計算書)

(3) 質問書及び回答

実施要領や仕様書(案)等について疑義がある場合は、質問書(様式2)に記入し、電子メールで送信すること。面接又は電話による質問は一切受け付けない。なお、送信後必ず電話で着信確認を行うこと。質問書に対する回答は、電子メールで送信する。なお、回答は、必要に応じて参加者全員に知らせる場合がある。

(4) 企画提案書等

応募者は、企画提案書及び添付書類を下記により作成し提出すること。※内容によっては追加書類の提出を求めることがある。

企画提案書

- ① 表紙に「令和8年度のと里山空港の脱炭素化に向けた基本設計業務委託」と記載し、提出年月日、応募者の名称・所在地・代表者氏名を記載すること。
- ② 内容は、本要領及び仕様書(案)に基づいた企画案とする。
- ③ 次の項目を下記記載順序にて作成のこと

- i. 応募者の概要
- ii. 企画・業務内容
- iii. スケジュール
- iv. 本業務の実施体制（責任者氏名を含む）、人員体制、スタッフの役割
- v. 応募者の持つ強み、実績等
- vi. 過去5年間の同種業務の実績
  - ※パンフレット、実績報告書等を併せて添付すること
- vii. 見積書
  - ※見積書は自社様式で可。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること。  
委託上限額の範囲内で作成すること

#### (5) 注意事項

- ① 提出書類は、原則としてA4サイズとすること。
- ② 再委託先がある場合は、「(4) ③本業務の実施体制」において、その所在地、名称、代表者氏名、業務内容を記載し、「(4) ③見積書」の内訳に再委託金額を記載すること。  
 なお、記載が必要な再委託の範囲は、次の区分における(ii)に限る。
  - i. 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等) …再委託を行うことはできない。
  - ii. 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務  
 …再委託に際し、発注者の承諾を要する。
  - iii. 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)  
 …再委託に際し、発注者の承諾を要さない。
- ③ 本要領及び仕様書(案)に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、委託上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、応募者の専門性を生かした提案に努めること。

## 8 企画提案書の審査

### (1) 審査方法及び基準

- ア 企画提案書の審査については、事務局において書面にて実施する。
- イ 企画提案書等の内容に基づき、次の評価項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、内容が最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。
- ウ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、受託候補者として選定する。

| 評価項目    |                                  | 配点  |
|---------|----------------------------------|-----|
| 業務実施体制  | 本業務を迅速かつ正確に実行するための体制・人員が確保されているか | 10  |
| 業務経験・実績 | 本業務を遂行できるだけの実績やノウハウを有しているか       | 15  |
| 財務状況    | 健全な財務状況にあるか                      | 5   |
| 業務への理解度 | 本業務への目的や内容が十分に理解されているか           | 15  |
| 提案内容    | 着眼点・分析力が優れているか                   | 15  |
|         | 独創性・先進性がある内容となっているか              | 15  |
|         | 具体的かつ現実的な工程となっているか               | 10  |
|         | 具体的な推進体制等が提案されているか               | 10  |
| 業務経費    | 適正かつ妥当な見積価格となっているか               | 5   |
| 合計      |                                  | 100 |

## (2) 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。また、受託候補者以外の者に対しては、非選定決定通知を書面にて行う。※ 審査内容については、公表しない。

## 9 委託契約の締結

県は、受託候補者と、企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書（案）、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

## 10 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (3) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (5) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。

- イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
  - エ 委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。
  - オ その他県があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (7) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
  - (8) 本公募で知り得た内容については、無断で使用しないこと。
  - (9) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
  - (10) 県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
  - (11) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て企画提案者が負うものとする。